

交通安全情報

令和2年6月号

交通安全協会
沼津地区支部



「泥はねで違反？」

道路交通法71条第1号

泥はね運転の禁止：車両等の運転者は、ぬかるみや水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、または徐行するなどして、泥土、汚水などを飛散させて他人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。

罰則：5万以下の罰金
違反点：なし
反則金：大型7000円
普通6000円
二輪6000円
原付5000円

気をつけて



安全運転



社名が入った営業車などを運転していた場合には、会社に対するイメージを低下させることになるかもしれません。

雨の日には、普段よりも速度を落としたり、車間距離を多く取って運転することはもちろん、水溜まりやぬかるみがある場所を走行する時は徐行するなど、泥はねには十分注意しましょう。

「自転車の傘さしで違反？」

道路交通法71条第6号（静岡県の条例）

傘を差して自転車を運転しないこと。 罰則：5万円以下の罰金

傘（日傘）を差して運転することはできません。また、自転車に固定することは禁止されてはいませんが、自転車の安全が悪くなり転倒や事故の原因となったり、前が見にくくなるなど危険です。



ポイントアドバイス 「少し下がって待つ！」



道路を横断する際、待つ場所に気を付けましょう！ 体は歩道内でも傘が道路上に出ていることもあります。また、走行車両からの泥はね被害に遭うかもしれません。

雨天時は、いつもより少し下がって待ちましょう！



雨天時は、視界が悪くなったり、路面が滑りやすくなるなど、特有の危険があります。特に、雨天時は、晴天・曇天時に比べると、歩行者事故や追突事故・正面衝突事故が多発する傾向にあります。

